



## OEEC による租税条約の検討

矢 内 一 好

矢 内 一 好  
元中央大学教授 博士（会計学）  
東京都出身  
中央大学大学院商学研究科修士課程修了

### キーワード

OEEC 報告書, 1928年モデル租税条約, 1933年条約案及び1935年条約案, メキシコモデル, ロンドンモデル, 英国・ギリシャ租税条約

## I OEEC の概要

### 1 概 要

欧州経済協力機構（Organization for European Economic Cooperation：以下「OEEC」という。）は、第二次世界大戦で疲弊した欧州各国の復興の支援を行うことを目的とした当時の米国国務長官であったジョージ・マーシャルが提唱したマーシャル・プランの受入れ機関として1948年4月に、本拠をパリにおいて結成された。

OEEC は、その後、1961年9月に設立された経済開発協力機構（Organisation for Economic Co-operation and Development：以下「OECD」という。）に改組されている。

OEEC の加盟国は、オーストリア、ベルギー、デンマーク、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、ポル

トガル、スウェーデン、スイス、トルコ、英国で、スペインとユーゴスラビアはオブザーバーとして租税条約の会議等に参加し、カナダと米国は関連国として参加した。

## 2 OEEC 報告書の概要

### (1) 概 要

租税条約の基礎概念等の確立等に貢献したのは国際連盟である。国際連盟はヴェルサイユ条約の発効日である1920年1月10日に正式に発足し、1946年4月20日に解散し、その役割等は、1945年10月24日に原加盟国51か国により国際連合に継承されている。

第一次世界大戦終戦後に発足した国際連盟は、戦後の経済復興のために、国際的二重課税等を排除するためにモデル租税条約の作成のために各国の税務専門家を集めた会議を設定して以下の表にある活動を行った。

1923年	国際連盟	二重課税に関する報告書（以下「1923年報告書」という。） <sup>(1)</sup>
1928年	国際連盟	1928年モデル租税条約案（以下「1928年モデル」という。）
1933年	国際連盟	1933年事業所得条約案（以下「1933年条約案」という。） <sup>(2)</sup>
1935年	国際連盟	1935年事業所得条約案（以下「1935年条約案」という。）
1943年	国際連盟	メキシコモデル租税条約（以下「メキシコモデル」という。）
1946年	国際連盟	ロンドンモデル租税条約（以下「ロンドンモデル」という。）

1958年から1961年	OEEC	OEEC モデル租税条約報告書 4 編 (以下「OEEC 報告書」という。)
1963年	OECD	OECD モデル租税条約草案 (以下「OECD モデル」という。)

租税条約の進展の主流になるのは、国際連盟モデル租税条約から OEEC 報告書を経て現行の租税条約の基本となった OECD モデルへの変遷である。

国際連盟は、国際税務の基本的な枠組みを検討した1923年報告書から始まり、国際商業会議所等とも連携しつつ、1923年報告書における理論的分析を基礎として、同年から1927年まで検討を続け、1928年に1928年モデルを作成したのである。この国際連盟のモデル条約作成の活動は、1946年のロンドンモデルで終了し、その後は、OEEC に引き継がれることになる。

OEEC は、国際連盟の成果を継承しつつ、1963年の OECD モデルの基礎となる 4 つの報告書を作成することで、現行の租税条約を形成するのに寄与したのである。OECD モデルは、1977年の改訂版、1992年の改訂版とその後の進展を経て現在に至っている。

この経緯を見るに、国際連盟の一連のモデル条約制定の沿革と、OECD モデルを結びつけるのは OEEC 報告書であることから、その意味でこの報告書に含まれた内容は、国際連盟時代の未整備な規定が、OEEC 報告書の段階で、どのように進展したのかを知る上で重要な検討材料である。別の見方をすれば、メキシコモデルとロンドンモデルは、第二次世界大戦中という悪条件の中におけるものであったが、OEEC は、終戦後約10年の安定した時期を経て租税条約報告書を作成し、OECD に引き継いだのである。

本稿は、以下に述べる OEEC 報告書の内容の分析を行うことで、租税条約史におけるこの報告書の意義を再検討することを目的としてい

る。

## (2) OEEC 報告書

国際連盟のモデル租税条約作成を引き継いで、OEEC は以下に掲げる 4 つの報告書 (The elimination of double taxation) を作成している。

	発行日	内 容
第 1 回報告書	1958年 9 月	第 1 条 (対象税目), 第 2 条 (PE), 第 3 条 (居住者), 第 4 条 (無差別取扱)
第 2 回報告書	1959年 7 月	第 5 条 (国際運輸業), 第 6 条 (自由職業所得), 第 12 条 (給与所得), 第 13 条 (不動産), 第 14 条 (資本課税)
第 3 回報告書	1960年 8 月	第 15 条 (事業利得), 第 16 条 (特殊関連企業), 第 17 条 (その他所得), 第 18 条 (人的範囲), 第 19 条 (適用拡大)
第 4 回報告書	1961年 8 月	第 20 条 (配当), 第 21 条 (利子), 第 22 条 (使用料), 第 23 条・第 24 条 (二重課税の排除), 第 25 条 (相互協議)

## II 1928年モデル制定過程

### 1 専門家会議の開催経過

OEEC 報告書の分析を行う前に、以下は、租税条約の基礎を形成した国際連盟の活動をまと

1923年 3 月 14日～16日	事前に文書による意見交換後、4名の学者がジュネーブで会議、結果を理事会上に報告 (1923年 4 月)
1923年 6 月 4日～9日	専門家委員会ジュネーブ (第 1 回会議)
1923年 10 月 8日～13日	専門家委員会ジュネーブ (第 2 回会議)
1924年 3 月 31日～4 月 7日	専門家委員会ジュネーブ (第 3 回会議) (国際商業会議所はクレメンタル氏他 2 名の代表団を送る)
1924年 10 月 20日～27日	専門家委員会ジュネーブ (第 4 回会議)
1925年 2 月 2日～7日	専門家委員会ジュネーブ (第 5 回会議) 素案を作成。国際商業会議所 (アダムス教授が座長) が素案に同意
1927年 1 月 5日～12日	専門家委員会ジュネーブ (第 7 回会議) 米国代表 (アダムス教授): 実質第 8 回から参加

1927年4月5日～12日	第8回専門家会議（ロンドン）4つの2国間租税条約案・常設租税委員会報告書（28か国）、アダムス教授出席：例外規定である脚注等の削除を主張
1928年10月22日～31日	二重課税と脱税に関する専門家会議総会（モデル租税条約の検討）（参加26か国）

めたものである<sup>(3)</sup>。

## 2 1928年モデルの事業利得の算定条項

3案ある1928年モデルでは、1a第5条、1b第2条B、1c第3条に以下の同一の規定がある。

「企業が双方の締約国にPEを有している場合、2つの締約国のいずれかがその領土内において生じた所得に課税をする。双方の締約国の権限ある当局は配分の基準に関する取り決めを行う。」

すでに述べたように、1928年モデルは前年に作成された1927年案を修正承認したものである。1927年案を審議した専門家委員会が事業利得算定の原則を創設することができず、1928年以降にその検討を先送りしたのであるが、専門家委員会の委員は1933年条約案まではほとんど異動していない。

## Ⅲ 1933年条約案及び1935年条約案

1933年条約案は、条文6条、議定書2項目とコメンタリーから構成されている。

### 1 条 文

条文の要約は以下のとおりである。

第1条	PEがPEのない国で事業所得を得た場合、当該所得はPEに配分
第2条	(事業所得から除く所得) (a) 不動産所得, (b) 抵当権、債券等からの所得, (c) 配当, (d) 使用料, (e) 譲渡収益、分離して課税或いは事業所得と合算して課税
第3条	(独立企業の原則) 当該PEが、同一又は

類似の条件で同一又は類似の活動を行う別個のかつ分離した企業であって、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行うものであるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

(行為計算否認) 当該国の税務当局は、作成された勘定に対して、誤謬又は脱漏を修正或いは帳簿に記入された独立した者間で行われている価格或いは対価に再調整する権限を有する。

(代替法) 恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によって決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

第4条	(銀行等への第3条の適用)
第5条	(特殊関連企業条項)
第6条	(相互協議)

## 2 議 定 書

議定書1は対象税目、2は、一般的定義として、企業、住所、PEに関するものである。

## 3 コメンタリー

第3条に関するコメンタリーは、所得の再調整ができない場合、税務当局は売上に基づく方法、その他の方法によること等が記述されている。

## 4 独立企業の原則創設の理由

財政委員会は企業の純所得を領土内の事業或いは資産等に基づいて配分する按分法に反対した。代わって、PEを独立企業とみなすことを望んだ。所得の算定は、独立した会計を基準とした。その理由として、本店勘定に依存することなく、支店の会計要素によって検証可能であるからである<sup>(4)</sup>。

この原則を執行するために、当該国の税務当局は、作成された勘定に対して、誤謬又は脱漏を修正或いは帳簿に記入された独立した者間で行われている価格或いは対価に再調整する権限を有することが規定された。さらに、会計帳簿が不正確な場合、売上高から一定の割合で算出

する方法（経験法）等も規定された<sup>(5)</sup>。

### 5 1935年条約案<sup>(6)</sup>

1933年条約案に対する33か国からの回答を受けて、財政委員会は、銀行等に係る訂正等を行い、第4条以降に追加等を行った、1935年条約案（条文：第1条から第3条は1933年条約案と同じ）。

第4条	（銀行等への第3条の適用）
第5条	国際運輸業所得
第6条	（特殊関連企業条項）
第7条	不動産抵当銀行への不適用
第8条	相互協議

## IV メキシコモデルの作成

### 1 全体の構成

メキシコモデルは、条文18条、議定書10条とコメンタリーから構成されている。

### 2 作成会議

1940年	国際連盟財政委員会をオランダのハーグで開催。1928年モデル後の租税条約の進展を検討。1928年モデルと1935年条約案の統合開始
1940年6月	メキシコ市で地域税務会議（Regional Tax Conference）において、1928年モデルと1935年条約案の統合の検証が行われた。
1943年6月	会議出席国：アルゼンチン、ボリビア、カナダ、チリ、コロンビア、エクアドル、メキシコ、ペルー、米国、ウルグアイ、ヴェネズエラでメキシコモデル作成 <sup>(7)</sup>

以下のような会議等が開催された。

1940年オランダのハーグにおける会議が、ドイツ軍が同年5月にオランダに侵攻したことから、その侵攻直前の会議ということになる。

### 3 メキシコモデル議定書（第7条の一部を除いてロンドンモデルと同じ）

第1条	納税義務者・企業の定義
第2条	居住者関連・双方居住者等
第3条	不動産
第4条	企業の定義
第5条	1 PEの例示, 2 建設PE, 3 独立代理人PE, 4 従属代理人（在庫保有代理人を含む）, 5 代理人が被用者の場合（家賃を企業負担）, 6 所定の仲立人はPE, 7 旅商はPEとみなさない, 8 子会社はPEにならない （2つの性格：①事業を行う一定の場所, ②事業の場所は生産的性格を有する。）
第6条	独立企業の原則 1 PEの事業利得 A：帰属主義、独立企業の原則 B：行為計算否認・対応的調整 C：会計記録のない場合 D：按分法等 2 経営費・一般管理費 3 銀行 4 保険業 5 権限ある当局の合意
第7条	特殊関連企業
第8条	国際運輸業所得
第9条	動産からの所得
第10条	学生、事業修習生

第5条第8項の効果は、①子会社所在地国は、親会社への課税を子会社からの配当の場合を除いて課税できない。②親会社所在地国は、子会社とその所在地国で得た利得に課税しない。

独立会計法は4つの目的に役立つ。

- ① 支店は企業の一部ではなく、自立した単位で国外からの資料とは一般的に切り離されている。支店の課税は領土内で、領土外まで拡大しない。
- ② 支店を内国企業と同等に扱うことになる。
- ③ 所得計算の基礎として独立会計法を使用することは、PE別に独立会計を実施している国際的に活動する企業の実務と一致してい

る。

④ 対応的調整

4 コメンタリー第4条

コメンタリーはメキシコ、ロンドンモデル共通である。

第4条	<p>単純購入非課税の原則、 (従属代理人の4要件)</p> <p>① 企業を拘束する代理人としての権限 ② 代理人としての雇用契約の存在 ③ 代理人が支配する製品在庫の維持 ④ 事務所の家賃の支払い (子会社がPEとならないことの2つの効果)</p> <p>① 原則、親会社への課税がない ② 子会社の利益は親会社の利益に影響しない(配当等を除く) (独立企業の原則) ・method of separate accounting: 4つの目的</p> <p>① 支店を企業の一部ではなく自立した単位として扱う。 ② 外国法人支店を内国法人の同様の設備と同様に扱う。 ③ 独立会計法は、通常実務と一致する。 ④ 不正防止に役立つ</p>
-----	---

V ロンドンモデル

1 ロンドンモデル: 第8条: 配当, 第9条: 利子

メキシコモデル (第9条)	ロンドンモデル
<p>動産からの所得は、資本が投下された国のみで課税する。</p>	<p>(第8条)</p> <p>1 会社の株式からの配当等及びLLPからのLPへの分配金は会社或いはLLPの住所地のある国で課税する。 2 1に関わらず、一方の締約国に住所を有する会社から他方の締約国に住所を有する会社への支払配当で、かつ、配当支払会社の経営支配をしている会社への配当(子会社から親会社への配当)は、子会社の所在地国で免税となる。 3 一方の締約国に住所を有する会社からの配当或いは留保利益からの配当</p>

	<p>は、他方の締約国により課税されることはない。その理由は、配当或いは留保利益が他方の締約国から全部または一部が生じた理由による(追いかけて課税)からである。</p>
同上	<p>(第9条)</p> <p>1 社債、債券、手形、債務証券等からの利子は、債権者の居住地国で課税する。 2 債務者の居住地国は、源泉徴収等の手段により利子に課税する権利を有する。 3 本条第2項に基づく源泉徴収では、利子の限度税率( )%とする。</p>

2 第10条: 使用料

メキシコモデル	ロンドンモデル
<p>1 不動産或いは鉱山等の天然資源からの使用料は、財産、鉱山、天然資源等の所在地国のみが課税をする。</p>	<p>1 同左</p>
<p>2 特許権、秘密工程、秘密方式、商標等その他の類似する権利の対価として受領する使用料及び金額は、当該権利が使用された国のみが課税をする。</p>	<p>2 他方の締約国の個人、法人、その他の実体により一方の締約国の者からの使用料で、特許権、秘密工程、秘密方式、商標等その他の類似する権利の対価は、債務者の所在地国で課税する。</p>
	<p>3 一方の締約国の企業から他方の締約国の企業へ支払われた使用料で、双方の企業が親子関係或いは同一の者により支配されている場合、権利が使用された国で課税となる。その場合、権利及び使用料に関連して、使用料収入から減価償却費を含む必要を控除する。</p>
<p>3 他方の締約国の個人、法人、その他の実体により一方の締約国の者からの使用料で、音楽、美術、文学、科学或いはその他の文化的作品或いは出版物の対価は、一方の締約国で課税しない。</p>	<p>4 同左</p>

## 3 第12条：譲渡収益

メキシコモデル	ロンドンモデル
不動産の譲渡或いは交換から生じる収益は、財産所在地国で課税する。	1 同左 2 不動産以外の資産の譲渡或いは交換から生じる収益で、事業用資産に関して、第4条（事業利得）、第5条（国際運輸業所得）の規定に従って課税する。 3 上記以外の資本資産からの収益は、居住地国課税である。

## VI 英国・ギリシャ租税条約の概要

英米両国は、1945年に英米原条約に署名している。この条約は、英国にとっては、対海外領土条約を除くと、初めての本格的な租税条約であり、米国にとっても、投資所得等に進展した規定を設けた米国の締結した租税条約のフロントランナー的な存在である。

英国は、英米原条約（1945年）とOEEC報告書（1958年）との間の1953年対ギリシャ原条約（以下「本条約」という。）に署名している。英国とギリシャは共にOEEC加盟国であり、英米原条約とOEEC報告書の中間の時期に署名されていることから、ここで本条約の特徴を検討する。

本条約は、1954年6月25日に署名され、両国では、その適用は1951年或いは1952年に遡及して適用になっている。条約本文は全21条である。特徴となる条項は以下のとおりである。

- ① 事業利得には、鉱山、農業、映画の使用料が含まれる。
- ② PEには、支店、経営管理の場所、工場の他、農場、鉱山、採石場が含まれ、従属代理人はPE、独立代理人、専ら商品購入を行う場所、子会社は、PEに該当しない。
- ③ 利子、使用料は源泉地国免税。配当の規定

なし。

- ④ 資本資産の譲渡益は、原則、源泉地国免税以上、特に、本条約は、英米条約よりも進展した規定とはなっていない。

VII OEEC 租税委員会<sup>8)</sup>

## 1 概要

OEEC租税委員会（Fiscal Committee）は、OEECにおける6つの主要な委員会の1つとして1956年3月16日に設立された。当委員会の委員は、加盟各国の税務当局の首脳から構成され、1958年と1959年の間に4つの報告書を作成して評議会に提出し、評議会は加盟各国の租税条約にこの報告書の内容を採用するように勧告した。委員会は少人数の作業グループを立ち上げて、使用料及び配当の課税、二重課税の排除法等の取扱いを検討した。1954年から2年間は、参加人数等で反対があり、議論が進まなかったが、1956年4月に評議会は委員会グループを承認し、議長にオランダのVan den Tempel氏を選任した。

委員会は、1956年5月23日と24日に会合を開き、参加者が重複しない5つの作業グループを作った。

租税委員会の作業は、1961年9月にOECDに引き継がれ、1971年には、名称（Committee for Fiscal Affairs）も変更されて、次の作業グループから構成された。

各グループの課題は、PE、相互協議手続、原子力の保険リスク、条約の濫用、納税義務者の保護、配当、源泉地国の課税の軽減法、人的所得、国際運輸業所得、パートナーシップ、徴収共助と租税の賦課、減価償却費、投資信託、無差別取扱、利益の配分、である。

OEEC租税委員会の設立は、OEEC設立後8年を経過したこと、国際連盟のロンドンモデルから10年の間隔があること等から類推して、委員会の委員は、国際連盟時代の委員とは交代があったものと思われるが、OECDにおける

1963年作成の OECD モデルの作業には、年数の間隔もあまりないことから、OEEC 租税委員会の委員が継続したものと思われる。このことから、モデル租税条約の国際連盟の時代と、OEEC 及び OECD の時代は区分して考えるべきであり、1963年の OECD モデルは、単体で検討するのではなく、OEEC 報告書の内容と併せて分析する必要があるように思われる。

また、OEEC 租税委員会の作業は、加盟国における二重課税の排除等を目的とした租税条約の締結に資する知見等を提供することであり、参加国以外の国等への影響を考慮していないことである。

以下は、OEEC 報告書から、① 居住者、② PE、③ 事業利得、④ 配当・利子・使用料、⑤ 給与所得等、を選択して、各条について検討する。本稿は、モデル租税条約の国際連盟の時代と、OEEC 及び OECD の時代を区分して対比することで、OEEC 報告書における進展を検討することから、上記の各条についてロンドンモデルと比較する。

## 2 居住者

### (1) ロンドンモデル

ロンドンモデルでは、居住者の規定は本文ではなく、議定書第2条に規定がある。

第2条第1項は、課税上の住所 (fiscal domicile) の定義で、個人の場合は通常の住居の場所であり、住居は恒久的住居の意味と理解される。

同条第2項は、双方居住者の場合で、主たる住居の場所を権限ある当局の合意により決定する。主たる住居の判断基準としては、家族の所在する場所等を考慮して判定する。

同条第4項は、個人以外の団体等の場合、経営管理の場所で判定する。

### (2) OEEC 報告書

第1項、居住者は条約相手国の法により、住所、居所、経営管理の場所等の基準により課税

となる。

第2項は、双方居住者の場合、① 恒久的住居、重要な利害の中心、② ① で判定できないときは、常用の住居のある国の居住者とみなす。③ ② で判定できないときは国籍で判定する。④ 双方の権限ある当局の相互協議による。

第3項は、法人の場合、実質的な経営管理の場所で判定する。

第1項の居住者概念については、コメンタリー (パラ9) において、米英原条約及び英仏原条約において使用されている。ロンドンモデルでは、第2条において、「締約国の納税義務者」という用語を使用している。

## 3 PE

### (1) ロンドンモデル

議定書第5条第1項の PE の例示では、本店、支店、鉱山、油田、農場、工場、作業所、倉庫、事務所、代理店、設備、自由職業者の設備で、生産的性格 (productive character) を有するその他の事業を行う一定の場所が規定されている。

第2項は建設 PE で存続期間は1年である。

第3項は PE にならない独立代理人の規定である。

第4項は、従属代理人の規定と、被用者であること、在庫保有代理人の規定である。

### (2) OEEC 報告書

以下の規定は、OECD モデル第5条と同様の規定である。

第1項は、PE の定義である。

第2項は、PE の例示で、経営管理の場所、支店、事務所、工場、作業所、鉱山等の天然資源の採掘場、12か月を超える建設工事現場

第3項は、準備的補助的活動

第4項は、PE となる従属代理人の規定

第5項は、PE にならない独立代理人の規定

第6項は、PE にならない子会社の規定

上記のコメンタリーでは、ロンドンモデルの

PEの定義に生産的性格に代わる概念として利益獲得能力（profitability）が検討されているが、適切ではないということから採用されていない。PEの定義の後に採用されたのが、「企業がその事業の全部又は一部を行っているものをいう。」という文言で、利益の有無で区別するものではないことを明らかにしている。

第3項の準備的補助的活動は、近年アマゾンがこの規定を利用して日本において租税回避を図り、税務当局の調査を受けたこと等があり、OECDによるBEPS防止措置実施条約（以下「BEPS条約」という。）という多国間条約において、同条約13条に「準備的補助的活動等を利用したPEの判定の人為的な回避」という規定が設けられた。この規定により、従来の租税条約の規定が源泉地国に巨大な倉庫或いは在庫を保有してネット取引等により通信販売を行う企業による租税回避をBEPS条約により置換えられると、従来の租税回避の手法が適用できなくなるという新たな段階を迎えたのである。

#### 4 事業利得

##### (1) ロンドンモデル

ロンドンモデルは、メキシコモデルと同様に、以下のような構成である。

##### イ 第6条（事業利得）

事業利得として、帰属主義と独立企業の原則、行為計算否認・対応的調整、会計記録のない場合、按分法等、経営費・一般管理費の配賦、銀行、保険業、権限ある当局の合意が規定されている。特殊関連企業は第7条の規定である。

##### ロ プロトコル第4条

この条では、単純購入非課税の原則、従属代理人の4要件、子会社がPEとならないことの2つの効果、独立企業の原則の4つの目的が規定されている。

##### (2) OEEC 報告書

##### イ 本文規定

OEEC 報告書の規定は帰属主義と独立企業の原則、経営費・一般管理費の配賦、按分法単純購入非課税の原則を含んでいる。

ここでの焦点は、本文の規定ぶりがOECDモデルと同様であることから、特に注目すべき規定はないが、コメントリーの記述はロンドンモデルよりも進展した内容である。

##### ロ コメントリー（PE原則）

PE原則採用の理由としては、各国の租税条約がこの原則を採用していたことを挙げている。理由としては、源泉地国の経済生活に参画していることから、その範囲において源泉地国に課税権があると説明している。

##### ハ コメントリー（帰属主義）

帰属主義については、源泉地国におけるPEを通じない利益までその国の課税権が拡大しないということと説明している。国によっては、源泉地国にPEが所在する場合、すべての国内源泉所得を合算して課税する総合主義を採用している国もあるが、異なる見解という解釈である。

帰属主義の欠陥として、外国企業が、PEを有していたとして、PE帰属所得がないが、同企業が源泉地国の独立代理人を利用してPE帰属にならない所得（本店直取引）を得ていた場合、租税回避になることである。

##### ニ コメントリー（独立企業の原則）

独立会計法が採用されていることを述べている。

#### 5 配当・利子・使用料

ロンドンモデルの配当・利子・使用料については、すでに本稿において述べているので、以下はそのポイントだけを列挙した。

##### (1) ロンドンモデル

##### イ 配当

- ① 配当は、配当支払法人の所在地で課税（限度税率の規定なし）
- ② 親子間配当は源泉地国免税



- ③ 追いかけて課税禁止
- ロ 利子
  - ① 利子の債権者国が課税
  - ② 利子の限度税率（ ）%
- ハ 使用料
  - ① 特許権等の使用料は、債務者の所在地国で課税
  - ② 親子会社の場合は、権利が使用された国で課税
  - ③ 音楽、美術、文学、科学、その他の文化的作品或いは出版物の対価は源泉地国免税
- (2) OEEC 報告書
  - イ 配当
    - ① 親子間配当（25%の株式所有）の場合の限度税率は5%、一般配当は15%
    - ② PE 関連の配当は、PE に帰属
  - ロ 利子
    - ① 利子の限度税率10%
    - ② PE 関連の利子は、PE に帰属
  - ハ 使用料
 

使用料は源泉地国免税

## Ⅷ OEEC 報告書の意義

モデル租税条約は、国際連盟により1928年に3案のモデル租税条約が作成され、源泉地国と居住地国との所得の振分け、事業利得の課税要件としての恒久的施設（PE）原則の確立等の業績を残したが、本支店間の所得計算の原則が未確定であったことから、1933年及び1935年に事業所得条約案が作成され、「独立企業の原則」が確立した。

その後、1928年モデルと事業所得条約案を統合するために、1943年にメキシコモデル租税条

約、1946年にロンドンモデル租税条約が作成され、国際連盟におけるモデル租税条約について、一応の体系化が図られたのである。

モデル租税条約は、1963年のOECDモデル租税条約草案により、一応の基本形が完成するのであるが、OEEC報告書は、国際連盟のメキシコ・ロンドンモデルと、OECDモデル租税条約草案をつなぐ位置にある。

その意味で、OEEC報告書は、現在の租税条約の基礎を提供したものとして評価されるものである。

- 注(1) 矢内一好「1923年経済学者による二重課税に関する報告書（国際連盟）の再検討」『租税研究』2020年9月。
- (2) 矢内一好「モデル租税条約における「独立企業の原則」発展史」『租税研究』2020年12月。
- (3) 黒田英雄「二重課税及び脱税防止に関する政府専門家会議について」『国際租税協定関係の参考資料』所収、昭和26年5月25-32頁。1928年国際連盟モデル租税条約の沿革については、Jogarajan, Sunita, Double Taxation and the League of Nations Cambridge University Press April 2018 の巻末資料。専門家委員会の議事録の分析は井澤龍「1928年国際連盟モデル租税条約草案の作成過程と成立—二重課税と脱税に関する政府専門家総会の議事録分析から—」『滋賀大学経済学部研究年報』Vol. 23 2016。
- (4) Report to the Council on the Tenth Session of the Committee : C. 37. M. 37. 1946 II. A, p. 28.
- (5) Ibid. p. 30.
- (6) Report to the Council on the Fifth Session of the Committee : C. 252. M. 124. 1935. II. A
- (7) League of Nations Fiscal Committee London and Mexico Model Tax Conventions Commentary and Text. C. 88. M. 88. 1946. II. A.
- (8) <https://archives.eui.eu/en/fonds/173529?item=OEEC.FC>（アクセス：2021年1月31日）